

育児休業及び配偶者同行休業に係る代替の任期付採用の実施について

1 趣旨

育児休業及び配偶者同行休業に係る代替職員については、「任期付採用」か「臨時的任用（1年を超えない期間）」のいずれかにより行うものとされている。

これまで、これらの代替職員について「臨時的任用」により行ってきたが、地方公務員法の改正趣旨等（非正規職員の待遇改善等）を踏まえ、基本的に「任期付採用」とする。

2 任用期間

例えば、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで育児休業を取得した職員の代替は、原則

①R2.4.1～R4.3.31の期間を「任期付採用職員」として採用。（辞令は1枚）

↓①で対応できない場合

②R2.4.1～R3.3.31は「臨時的任用職員」で任用。R3.4.1～R4.3.31は「任期付採用職員」で採用。

※②のR3.4.1～R4.3.31は「任期付採用職員」が配置できない場合は**未配置**となる。

※「任期付採用職員」は正職員の扱いとなるため、臨時免許での採用はできない。

※「任期付採用職員」が退職した場合（教員採用試験合格含む）、残りの任用期間が1年以内であれば、臨時的任用で対応できる。

3 給料等

給料については、正職員と同様に「給与条例」及び「初任給、昇格、昇給等の基準（人事委員会規則7-39）」による。

給料表は1級が適用になり上限がなく、正職員と同様に4月1日付けで「昇給」する。

4 退職手当、社会保険

正規職員同様の取扱い。（臨時的任用と同じ）

5 選考試験の実施

(1) 選考試験

必要となる職に応じて、「任期付採用職員」を三八教育事務所ホームページ上で募集し、作文試験及び面接試験による選考試験を実施する。

(2) 試験内容

①作文試験

三八教育事務所のホームページに掲載した課題を作成し、面接試験時に持参する。（本県の公立学校の講師（非常勤を除く。）、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員として勤務経験を有する者で一定の条件を満たす場合、作文試験を免除する。）

②面接試験

教育事務所において選考試験を実施する。

(3) 選考方法

作文・面接試験の結果をもとに、応募時に提出された書類を考慮して選考する。